あ ー 2 30.3.2

受領委任制度による指導監督の 仕組みの導入(案)

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて(概要)

<平成29年3月27日付報告書とりまとめ>

- 1. 不正対策を実施すべき。不正対策の具体的な制度設計を平成29年度中のできる限り早期 に行うべき。
 - (1)患者本人による請求内容の確認
- (2)医師の同意・再同意のあり方の検討
- (3)1年以上かつ月16回以上の施術について、償還払いに戻せる仕組みについて検討
- (4) 往療の不正を減らすため、支給申請書等の書類の見直し
- (5) 療養費の審査体制の強化
- 2. 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入は、不正対策とあわせて実施すべき。
 - ※ 具体的な制度設計は、不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを 見極め、確認することを前提として、平成29年度中に行うべき。
- ※ あはき療養費が1000億円を超える規模となり、代理受領が95%以上となっているにもかかわらず、現在、ルールや指導監督の仕組みがないが、これを受領委任協定・契約とすることにより、ルールが明文化され、不正請求に関して、地方厚生(支)局等による指導監督が行われる。
- 3. 受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量による。その際、厚生労働省は、患者の負担軽減や不正対策など受領委任制度の趣旨や意義の周知に努める。
- 4. 平成30年度中に受領委任制度と不正対策をあわせて実施できるよう準備。不正対策は実施できるものから先行して実施。

1. 受領委任契約について

受領委任については、原則として、柔道整復師の「受領委任の取扱規程」(契約)の例による。

(はり師、きゅう師に係る)受領委任の取扱規程(案)

※柔道整復療養費の規程(契約)に倣った各項目の例

第1章 総則

1 目的

2~3 委任

4~6 受領委任の施術所及び施術管理者

第2章 契約

7 確約

8 受領委任の申し出

9	受領委任の承諾
10	勤務するはり師、きゅう師の施術
11	施術所の制限
12	申出事項の変更等
13	受領委任の取扱いの中止
第3章	保険施術の取扱い
14	施術の担当方針
15	はり師、きゅう師の氏名の掲示
16	受給資格の確認等
17	療養費の算定、一部負担金の受領等
18	領収書の交付
19	施術録の記載
20	保険者への通知
21	施術の方針

第4章 療養費の請求

22 申請書の作成

23 申請書の送付

24 申請書の返戻

第5章 審査会

25 審査会の設置

26 審査に必要な報告等

27 守秘義務

第6章 療養費の支払い

28~34 療養費の支払い

第7章 再審査

35~36 再審査の申し出

第8章 指導・監査

37~40 指導•監査

41 不正請求の返還等(検討中)

42 廃止後の取扱い

第9章 その他

43 情報提供等

44 契約期間

※あん摩・マッサージ・指圧師についても同様の規程

(受領委任制度の導入に当たっての不正対策に係る項目ついては、 不正対策の具体的な制度設計が決まり次第追加)

2. 効果的・効率的な指導監督

- 〇 地方厚生(支)局等による指導監督については、柔道整復療養費 検討専門委員会での議論に基づく保険者からの情報提供や地方厚¦ 生(支)局の個別指導・監査の迅速化の取組などを踏まえ、あはき療¦ 養費についても効果的・効率的な指導監督について検討すべきであ¦ る。
 - ⇒ 柔道整復療養費について平成29年10月から実施されている 保険者からの情報提供や地方厚生(支)局の個別指導・監査の迅 速化の取組と同様の取扱いとする。
 - ※受領委任の取扱規程で柔道整復療養費と同様に規定するほか、 新たに作成する「指導監査要綱」でも同様の取扱い

(参考)柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審查会



保険者等 又は 柔整審査会

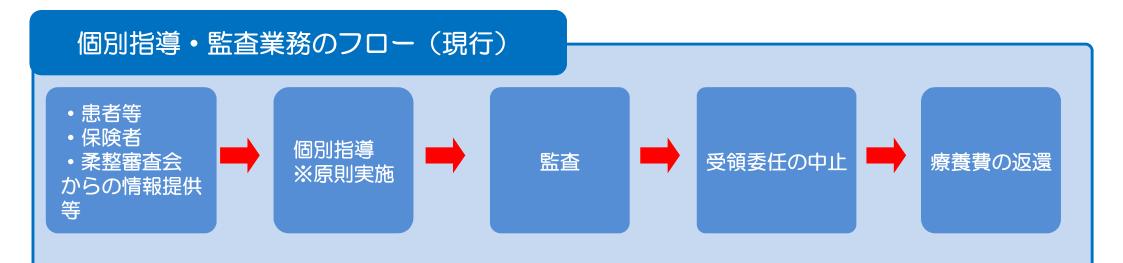
- ○審査により、不正の疑いを見つける
 - 【4審査基準の策定】
- ○患者、施術者へ調査する
 - 【5 柔整審査会の権限強化】
 - 【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】



- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるものあるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概 ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
- について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

- 〇不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。
 - ※証拠がそろっているものについては個別指導を省略できることとする。
- 【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、③地方厚生(支)局の人員体制の強化】



個別指導・監査業務のフロー(見直し後) 特に、不正が複数あるもの、不正の 証明度が高いものを優先して個別指 導、監査を実施 • 患者等 個別指導 • 保険者 • 柔整審查会 監査 受領委任の中止 療養費の返還 からの情報提供 証拠がそろっているものは 個別指導を省略 【保険者又は柔整審査会から優先して地方厚生(支)局に通報するもの】 〇不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの ○患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概ね10人

の患者分あることが望ましい) あるもの

3. 保険者に対する調査の進捗状況を報告する仕組み

- 〇 その際、保険者から地方厚生(支)局に不正請求の疑いのある施術所についての情報提供をした場合に、その後の対応状況が分からないとの指摘があることから、保険者に対して調査の進捗状況を報告する仕組みについて検討すべきである。
 - ⇒ 検討中

4. 問題のあった施術所・施術者の取扱い

- 〇 問題のあった施術所・施術者について、受領委任の取扱いの中 | 止やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格について のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基 | づく行政処分を行い、実効性のあるペナルティを課す仕組みとすべ | きである。
 - ⇒ 問題のあった施術所・施術者については、以下のペナルティを 課す。
 - (1)受領委任の契約に基づく、受領委任の取扱いの中止※受領委任の取扱規程で柔道整復療養費と同様に規定
 - (2)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に 基づく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格 についての行政処分
 - ※柔道整復療養費と同様、中止の場合、厚生労働省保険局 医療課へ連絡
 - (⇒国家資格の行政処分を担当する部局へ連絡)

5. 施術所・施術管理者の登録

- また、受領委任制度を導入することにより、施術所・施術管理者を 登録する仕組み(中略)とすべきである。
 - ⇒ 受領委任制度の導入に伴い、施術所・施術管理者を、地方厚生 (支)局に登録する仕組みとする。
 - 具体的には、以下のスケジュールで、登録を行う。
 - 平成30年 7月~ 受領委任登録の受付 平成30年10月~ 受領委任の取扱いの開始
 - ※今後の議論の状況等により変更があり得る。

6. 施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組み

- 〇 また、受領委任制度を導入することにより、(中略)施術管理者に 研修受講や実務経験の要件を課す仕組みとすべきである。 ただし、要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度 導入後一定の準備期間を考慮すべきである。
 - ⇒ 柔道整復療養費については、平成30年4月から、新たに施術 管理者となる者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みが導 入されるが、あはき療養費についても、柔道整復療養費の仕組み の実施状況を踏まえつつ、適切な仕組みを導入する。

要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度導入後一定の準備期間を考慮する必要があり、柔道整復療養費について、専門委員会での報告書の取りまとめから施行までに1年以上の準備期間を要していることを踏まえ、平成32年4月までの実施を目指して検討、準備を行う。

⇒ 具体的には、以下のスケジュールで対応を行い、平成32年4月 までの実施を目指す。

【平成30年度中】

行政における

- •実務経験に関する検討
- 研修カリキュラム(案)の検討
- 研修実施機関の検討
- ・施行に向けた通知(案)の策定
- •関係者への周知

【平成31年度中】

- ・研修実施機関の準備(検討委員会の設置、テキストの策定、研修場所、研修講師の確保、公募等)
- 行政におけるシステム改修

7. 登録の更新制

O(前略)さらに、登録の更新制について検討すべきである。

⇒ 登録の更新制(契約の更新に際し、研修受講等を課す仕組み) については、療養費を取り扱う施術者の資質向上や不正防止、不 適切な取扱いの抑止のための教育の機会の提供につながるもの であり、実施について検討していくことが望ましいと考えられる。

一方で、登録の更新制については、柔道整復療養費においても 導入されていない。

また、現に施術を行っている施術所全般に関わる規制であり、幅広く議論を行っていくことが必要な課題である。

このため、まずは新たに施術管理者となる者に研修受講等の要件を課す仕組みを導入することとし、その実施状況をみながら、幅広く検討を行っていくこととしてはどうか。

また、他の医療関係職種については、新卒者以外の既に働いている者の研修については、関係団体で自主的に自己研鑚のための研修を実施しており、あはきについても、まずは、施術者団体の自主事業として、自己研鑚の研修を実施することも考えられるのではないか。

その実施状況も踏まえながら、幅広く、実施の検討を行っていってはどうか。

こうしたことから、登録を更新制とし、更新の際に研修受講を課す仕組みについては、

- 現に施術を行っている施術所の施術者に対する影響や、
- 新たに施術管理者となる者への研修の実施状況、
- さらに、施術者団体による自己研鑚のための研修の実施状況を踏まえながら、

早期の導入に向けて、平成33年度中に検討し、結論を得ることとしてはどうか。

【参考1】柔道整復療養費の取扱い

・契約期間は1年間。特段の意思表示がない場合は自動更新

【参考2】保険医療機関の取扱い

- ・指定の更新(申請)は6年に1回
- ・更新時には、基本的に行政による集団指導を実施 (ただし、指導への出席が更新の要件ではない。)
- ○健康保険法(大正11年法律第70号)

(保険医療機関又は保険薬局の指定の更新)

第68条 第63条第3項第1号の指定は、指定の日から起算して6年を経過したときは、 その効力を失う。

- ○指導大綱(平成7年12月22日付け保発第117号別添1)
- 第4 指導対象となる保険医療機関等及び保険医等の選定
 - 2 <u>集団指導</u>の選定基準 次の選定基準に基づいて選定する。
 - (2) 診療報酬の改定時における指導、保険医療機関等の指定更新時における 指導、臨床研修指定病院等の指導、保険医等の新規登録時における指導等 については、指導の目的、内容を勘案して選定する。

8. 施術録の作成・保存、不正請求の返還等

- 〇 受領委任協定・契約の中で、施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定することを検討すべきである。
 - ⇒ 施術録の作成・保存について、受領委任の取扱規程(契約)の 中で義務づける。
 - ※受領委任の取扱規程で柔道整復療養費と同様に規定

不正請求の返還等については、受領委任の取扱規程(契約)の中で規定する。(検討中)

※あはき療養費の受領委任の取扱規程で新たに規定

9. 地方厚生(支)局の体制

- - ⇒ 平成30年度厚生労働省機構・定員査定においては、柔道整復・あはき療養費対策を含めた人員体制の強化として、8人の増員が認められており、引き続き人員体制の確保に努める。

10. 保険者の裁量

- 〇 (前略)いかなる支給方法とするかについては保険者の合理的な | 裁量に委ねられているとともに、受領委任制度は保険者が地方厚生| (支)局等に委任することが端緒とされており、保険者が合意しなけ | れば受領委任制度は実施できない。
- 〇 これらを踏まえ、受領委任制度に参加するかどうかについては、 保険者の裁量によることとすべきである。
 - ⇒ あはき療養費の受領委任制度に参加するかどうかについては、 保険者の裁量によることとする。

- □ その際、厚生労働省は、受領委任制度の適正な運営を図っていく ことと合わせて、患者の負担軽減や不正対策など受領委任制度の 地旨や意義の周知に努めるべきである。
 - ⇒ 厚生労働省は、受領委任制度に参加するかどうかについては 保険者の裁量によることを前提としつつ、受領委任制度について は、患者の負担軽減や地方厚生(支)局による指導監督等が行わ れるなどのメリットがあること、受領委任制度の導入にあわせて不 正対策が強化されることも踏まえ、受領委任制度の適正な運用を 図っていくことと合わせて、国民や保険者に対して、患者の負担軽 減や不正対策など受領委任制度の趣旨や意義の周知に努め、よ り多くの被保険者やその家族が一定のルールと行政による指導 監督等の下で適切に施術が受けられるよう、多くの保険者が受領 委任制度に参加できる環境整備に努めるものとする。